

平成 20 年 2 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」について弊社としての質問を申し上げます。

① 第 16 項（4）①について

- ・第 16 項（4）①で「売却等により当該他の会社の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」とあります。ここで「合理的な計画」に含めるべき要件はありますか。EXIT 方法、EXIT 時期を検討すれば「合理的な計画がある」と考えますがいかがでしょうか。投資会社において意思決定機関（例えば投資委員会）の決定は必ず必要でしょうか。
- ・投資先の事業環境等の変化に応じて当初の EXIT 方法や EXIT 時期が変更された場合も合理的な計画が継続していると考えますがいかがでしょうか。EXIT が何年程度延長された場合に投資先を支援しているとみなされ VC 条項が適用されなくなりますか。

② 第 16 項（4）②について

- ・第 16 項（4）②で「当該他の会社との間で、通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと」とあります。ここで「取引がほとんどない」と考えられる取引の重要性の判断基準をお教えくださいますか。
例えば、投資先の企業価値向上を目的とした M&A アドバイザリー業務、引受等の提供は許容されると考えますがいかがでしょうか。また、銀行が投資先から為替手数料をもらう場合、デリバティブ取引を行う場合、投資先から当該投資先の事業にかかるサービスを受ける場合は「通常取引」と考えますがいかがでしょうか。そこに営業支援の意図がある場合はいかがでしょうか。当初から計画した以外の配当（通例を超える多額の配当）や自己株式の取得（投資先が自己株式取得として買い戻す取引）等の財務取引も許容されますか。

③ 第 16 項（4）③について

- ・第 16 項（4）③で「当該他の会社の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」とあります。ここで「事業の種類」とはどのように定義されますか。
例えば、「自己の事業の種類」が金融商品取引法での第二種金融商品取引業、「当該他の会社の事業の種類」も金融商品取引法での第二種金融商品取引業、というように広くは解釈されないと考えますがいかがでしょうか。「自己の事業の種類」が VC 事業

の場合「当該他の会社の事業の種類」も VC 事業と解釈すれば良いと考えますがいかがでしょうか。また、「自己の事業の種類」が VC 事業で投資先が本業以外に VC 事業を行っている場合は「明らかに異なるもの」と解釈しますがいかがでしょうか。

- ・金融企業集団内の連結子会社に当たる弊社が自社の連結の範囲を検討するときに親会社や兄弟会社の「事業の種類」まで加味して VC 条項を適用するのでしょうか。

つまり、VC 事業を営む弊社の「事業の種類」は VC 事業だけと考えればいいのでしょうか、それとも親会社や兄弟会社の営む証券業等も加味するのでしょうか。また、弊社は成長業種である IT 企業への投資を積極的に行っていますが、弊社の兄弟会社（システム開発も行う）とは、開発するシステムの種類が異なれば「事業の種類」は異なると考えて良いのでしょうか。

- ④ VC 条項濫用（投資先の連結外しを目的とすること）の意図は無く、キャピタルゲイン獲得を目的とし、投資先の企業価値を向上させるためにハンズオンで投資先への役員派遣（当該役員の投資先取締役会、経営会議等の構成比率に関わらず）を行っていても、VC 条項は適用されると考えますがいかがでしょうか。

以上